

令和6年度 私立高等学校等授業料補助のお知らせ

豊山町教育委員会

私立高等学校等で学ぶ生徒の保護者負担を軽減するために、授業料の一部を補助します。
補助の内容は下記のとおりですので、ご利用ください。

記

◆補助を受けられる方

本年10月1日現在、私立高等学校（通信制の課程を除く）又は専修学校の高等課程に在籍する生徒の保護者等で、豊山町に住所が有り、下記のいずれかに該当する方。

○所得基準額（※）が415,500円未満

○前年12月31日現在において扶養する23歳未満の子で数えて、生徒本人が第3子以降の子

※所得基準額＝課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

◆補助金の額

補助金の額は、保護者等の方の令和6年度の所得基準額に応じて、以下の額を補助します。納入すべき授業料（他に授業料に対する補助、減免等を受けている場合は、その金額を差し引いた後の額をいいます。）が補助金の額より少ない場合は、納入すべき授業料を補助金の額とします。

所得基準額	年収目安（※1）	補助上限額（年額）
0円から 270,299円までの場合	840万円未満程度	18,000円
270,300円から 325,499円までの場合	950万円未満程度	48,000円
325,500円から 415,499円までの場合	1,110万円未満程度	28,800円
415,500円以上の場合 （※2）	1,110万円程度～	28,800円

※1 年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の想定です。

※2 扶養する23歳未満の子で数えて、生徒本人が第3子以降の子である場合に限りです。

◆申請手続きの方法

☆ 授業料補助金交付申請書に必要事項を記入してください。

（別紙の記入例を参考にしてください。）

☆ 補助金額の判定の際に、申請者の方の世帯状況や課税状況等をこちらで確認させていただきますのでご了承ください。

☆ 本年1月1日に豊山町に住所を有していない方は、保護者等の方全員分の前住所地の市(区)町村長の所得課税証明書を添付してください。

☆ 学校証明欄は、本年10月1日以降に通学する学校で記入をお願いしてください。

☆ 教育委員会事務局学校教育課（役場3階9番窓口）に本年10月1日から11月29日までの間に提出してください。（郵送の場合は消印有効）

※ 上記期間内に提出されない場合は、補助金の支給はできませんのでご注意ください。

- ☆ 提出された申請書を審査し、補助金交付決定通知書を送付後、指定された振込口座に入金します。
振込は、1月末頃を予定しております。

※ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

〒480-0292 豊山町大字豊場字新栄260

豊山町教育委員会事務局学校教育課（豊山町役場3階9番窓口）

☎（0568）28-2211【ダイヤルイン】